

筑波大学審査学位論文（博士）

論文題目：韓国における自立生活理念の受容過程に関する研究  
－日本の障害当事者団体との関係に着目して－

人間総合科学研究科障害科学専攻

オ ユン ヒ  
氏名：吳允熙

本論文は、韓国において自立生活（Independent Living）理念がいかなる過程を経て、受容されたのかについて検討した。その際日本の障害者団体からの影響など日本との関係に着目して分析を行った。

自立生活理念は1990年代初頭から研究者の論文や障害者団体の機関紙により紹介されていたものの反響はなく、ヒューマンケア協会の中西正司（1944～、電動車いす利用の中途障害者）をはじめた障害者らが1998年に来韓したことをきっかけとして以後自立生活理念の導入が本格化した。韓国は、彼らが伝えた当事者主義を強調する自立生活理念を吸収し、2000年度から重度障害者による移動権運動、ILセンター運営の過程を経て、2007年には自立生活を保障する法律が整備された。韓国では、自立生活理念の導入以後、自立生活理念を目指す二つの立場が現れる。日本の障害者団体とは、1990年代半ばから交流が始まり、1990年代末の自立生活理念の導入期に止まらず、それ以後も障害者団体間の交流や国際会議を通じた共同活動によって協力関係に発展した。

各章の検討結果を以下に示す。

第1章では、自立生活理念を受容する以前の韓国の状況と同時期の日本の状況を明らかにした。1980年代の韓国の状況は、日本とは大きく異なっていた。韓国では、1980年代初頭から施設保護とリハビリテーションを中心とする身体心身障害者福祉法の制定（1981年）による障害者福祉政策が開始される。それは、軍事政権として誕生した全斗煥（チョン・ドゥファン）政権の、国際的な状況への意識と政権の正当性の確保の手段であった。一方、独裁政権の打倒と大統領直接選挙制を目標とする民主化運動は、青年障害者たちに思想的な影響を与え、社会構造を変化させる社会変革運動を生み出した。同じ時期、弁護士を中心メンバーとする韓国DPIや若い軽度の障害者を中心とした各種の組織が結成された。彼らは、1980年代末にパラリンピック反対運動をはじめ、心身障害者福祉法の改正と障害者雇用促進法の制定を実現に導いた。他方、同じ頃日本では、国際潮流のなかでノーマライゼーション理念と自立生活理念を積極的に取り入れていた。障害者が地域で生きることに関心が高まっていた時期であった日本にとってはまさに求めていた適切な理論的支柱であった。中西らは、アメリカの介助サービスの方法などを日本式に修正し、日本初のILセンターである「ヒューマンケア協会」を1986年に設立した。ヒューマンケア協会は、自立生活理念を日本全国に普及させる取り組みに着手した。

第2章では、自立生活理念の導入期において、日本が伝えようとしたものと、韓国はそれをいかなるものとして受け入れたかを明らかにした。

1990年代の韓国は、人権概念やCBR、自立生活理念が流入された時期であった。アジア太平洋地域の会議などを通じて日本との交流が始まった韓国DPIは、『ADAの衝撃』（八代栄太、1991）の翻訳版の出版や自立生活理念の紹介を積極的に行っていく。また、この頃になると学術論文や障害者団体の機関紙などでも自立生活理念が紹介されるようになっていく。しかし、韓国において自立生活理念が導入される直接のきっかけとなったのは、1998年に開始された日本の障害者リーダーによる自立生活セミナーや日本研修などであった。彼らは、

日本式の介助サービスを含む IL センターの運営方法などを伝えた。さらに、韓国に自立生活理念を普及させる最善の策として、以下の 2 点を設定した。第一は、IL センターの設立を支援した。第二は、重度障害者を選定し、自立生活理念を示すモデルとして支援した。とりわけ、アメリカの消費者概念を当事者主義として解釈し、このした認識を韓国でも推奨した。中西は、障害者を消費者として見なす概念がアジア国では馴染んでないことと障害者こそが問題の解決の主体者であることを意識させるために「当事者」という概念を主張したと述べた。障害者問題の解決案を模索していた韓国の障害者らは、社会の実情に照らして時期尚早ではないかという不安を持ちながらも、日本が伝えた自立生活理念を吸収していた。このした過程の中で、韓国では自立生活理念の受容を巡って、1980 年代からの社会変革運動を継承しようとする立場と当事者主義を前面に掲げていく立場の違いが浮き彫りになる。

第 3 章では、韓国が自立生活理念の定着を模索して行く 2000 年代において、日本の当事者団体と交流、重度障害者による自立生活運動と自立生活理念をめぐる議論、自立生活関連法の整備の取り組みについて明らかにした。

日本の支援による韓国初の IL センターの創設は、韓国全国に自立生活を普及させる重要な契機となる。この時期から日本の障害者団体との往来が活発化とする。韓国では運動の主体がそれまでの軽度障害者から重度の運動障害者へと変化した。彼らは、自分たちにとって最も切実な問題である移動権保障と自立生活理念の保障のために運動を展開していた。韓国の IL センターが重視したのは、障害者に当事者としての意識を持たせることと、権力獲得の手段としての政治への介入であった。一方、自立生活理念が社会に浸透していく過程で、二つの立場が出現する。1990 年代末ごろの対立が 2000 年代には深刻化する。2005 年には従来からの社会変革運動を継承しようとする立場と新しく入ってきた自立生活理念を適用していこうとする立場に分けられる。前者が韓国障害者自立生活センター協議会であって、後者が韓国障害者自立生活センター総連合会である。協議会は、不平等を惹起させる社会構造を変革対象とみなしてそれを変革対象とする事で権利の平等を主張した。それに対して連合会は、障害者自身の当事者性の認識を大事に考え、障害者こそが運動の主体だと主張し、障害者が政治的な権力を獲得することを目指していた。このような立場の違いは、同じ自立生活理念を団体の目標としていても目指していた社会や要求する内容の差異をもたらす。

このような自立生活運動は、団体間の対立はありながらも、連帯や協力もあった。それによって、介助サービスの全国的な実施、障害者差別禁止法の制定、自立生活を目標とする障害者福祉法の改正に成功した。自立生活理念の導入後にも DPI 世界会議やアジア太平洋障害者の十年などの国際会議を通じて両国の障害者団体の交流は続き、協力関係として成長していく。2007 年自立生活を保障する法的根拠が実現すると彼らは、運動障害以外の障害者の問題にも目を向けるようになり、脱施設や知的な障害がある人への取り組みを始めるようになる。

以上を踏まえて、韓国の自立生活理念の受容過程における特徴を示す。

第一に、韓国では初期においては、自立生活理念を人権保障の具体的な実践案と障害者問

題の解決策として認識していたことである。なぜなら、当時施設内の人権問題や生存権問題の解決が切実であったため、自己選択によって自立生活する障害者は、人権保障の結果に考えられたと言える。日本の場合、地域で生活するという考え方がすでに存在していたため、自立生活理念はそれを具体的に実現する手段と捉えられた。

第二に、アメリカでは障害者を、サービスを利用する「消費者」として位置付けたのに対して、日本ではサービスを要求者であり、提供者でもある「当事者」として受け止めた。韓国でも消費者よりも当事者としての概念が定着した。当事者概念は、自立生活理念の導入以前から韓国 DPI によって主張されてはいたが、日本の障害者らの紹介をきっかけとして広く普及した。

第三に、自立生活理念の導入は、権利意識の主体を軽度障害者から重度障害者へ転換させた。アメリカや日本の自立生活運動が重度障害者によるものであったことは、韓国の重度障害者を意識化させ、自らの権利を要求し、獲得していく主体となったのである。日本の場合、自立生活導入以前から重度障害者による権利要求運動が存在し、それによる成果も重ねてきた。しかし、韓国の場合、自立生活理念の導入以前の障害者福祉政策は、軽度障害者中心であり、重度障害者は施設や家族の保護対象として認識されていた。重度障害者の権利意識の鼓吹は、権利保障の領域や水準を増加させる。

第四に、自立生活理念が定着していく過程において、現れた自立生活理念の実現を目指す2つの立場は、韓国の特徴だと言える。日本が IL センター連合体である JIL を中心に自立生活理念を普及していった反面、韓国のその立場の差異によって連合体が2つに分裂された。自立生活理念を実現する方法として、一つの立場は、従来の社会変革運動の継承し障害者の平等を、もう一つの立場は新しく入ってきた当事者主義を目標として障害者の権力獲得を主張した。このことは、韓国の民主化運動という歴史的な特徴を反映したものである。このような状況は、一つの力で障害者問題を解決して行くのに大きな障壁となるという否定的な観点と共に、自立生活していく上での選択肢の確保という側面においては肯定的な観点もあると考えられる。

第五に、権利保障を支える法的整備の迅速さである。日本の場合、あるサービスが制度化されるには、社会的な合意や十分な実践による成果が必要であるため、サービスに対する方針や施策はあっても、権利として定める法の整備は慎重に行われる傾向がある。一方、韓国では法的根拠のないサービスや施策に対しては提供者が義務としての意識を持ちにくいため、権利として保障できるように制度づくりに励む。韓国では2000年に韓国初 IL センターが設立されてからわずか7年で障害者福祉法の改正と障害者差別禁止法の制定が実現した。ただし、法的に定められていても乏しい実践の経験や意識の差異など様々な社会的な環境は、自立生活の実現まで担保されるとは言い切れない。